

特別弔慰金の支給対象者早見表

◆ 早見表の見方 ◆ 早見表の質問に該当する場合は「はい」の矢印へ、しない場合は「いいえ」の矢印に沿って進んでください。
ご不明な点がございましたら特別弔慰金担当までお問い合わせください。

スタート

戦没者の死亡当時に出生していたご家族・ご親族ですか？

いいえ

対象となりません

はい

※ 令和2年4月1日（基準日）時点で、順位が一番先となる遺族の内の代表者1人が申請者となります。

戦没者からみた
あなたの続柄

① 子 ですか？

はい

対象となる可能性があります

いいえ

② 父母
孫
祖父母
兄弟姉妹
ですか？

はい

① の対象者がいる

はい

対象となりません

いいえ

次の順位で対象となる可能性があります
1. 父母 2. 孫 3. 祖父母 4. 兄弟姉妹

戦没者の死亡当時の生計関係の有無、改氏婚や養子縁組等の要件によっても
順番が替わります。

③ 上記以外の
三親等内親族
(おじ、おば、甥、姪)
ですか？

はい

① または ② の対象者がいる

はい

対象となりません

いいえ

戦没者と（戦没者が死亡した日から）1年以上生計関係を有していた

はい

対象となる可能性があります

いいえ

対象となりません

* この早見表は一般的な場合を
想定しています。

対象となる方が令和2年4月1日以降に亡くなられた場合は、相続人（①子・配偶者、②直系尊属、③兄弟姉妹 の順）が申請できる可能性がありますので、その場合は直接役所にお問い合わせくださいますようお願い致します。